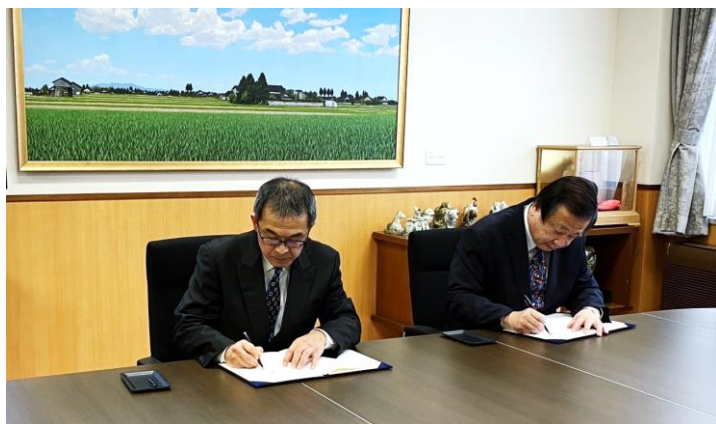
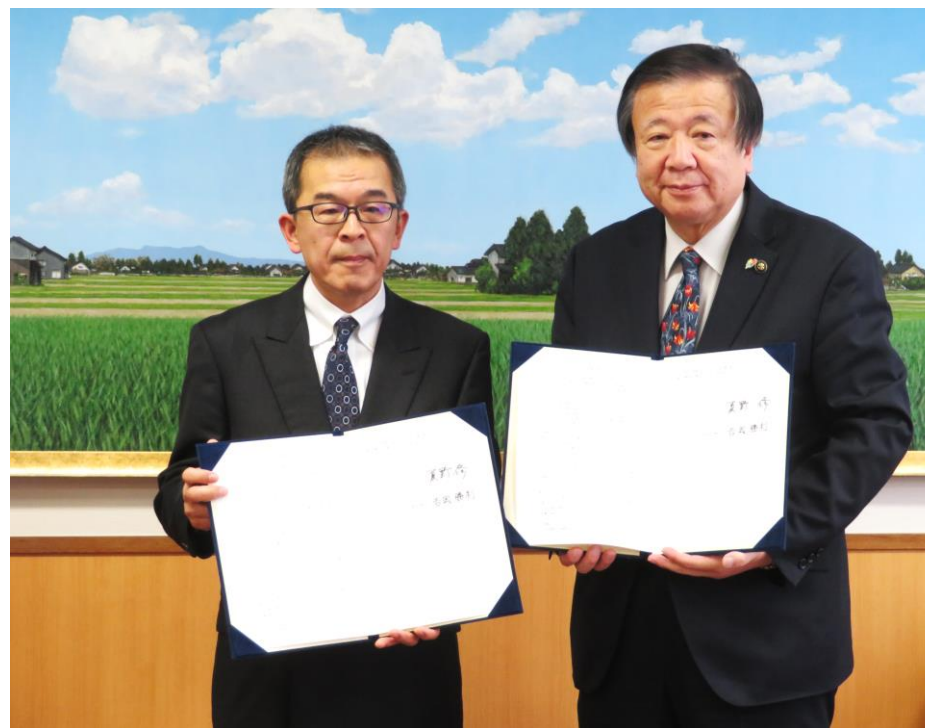


# 砺波市と富山労働局が「雇用対策協定」を締結しました

砺波市内の雇用に関する課題について、砺波市と労働局・ハローワークがそれぞれの強みを発揮し、より連携を強化した対策を実施することを目的として、令和5年12月21日（木）に砺波市と富山労働局が協定を締結しました。



締結日 令和5年12月21日（木）  
場 所 砺波市役所



吉岡局長（左）と夏野砺波市長

砺波市・富山労働局雇用対策協定

(目的)

第1条 この協定は、砺波市と富山労働局が相互に連携し、市が行う雇用に関する施策と、富山労働局が行う職業紹介、雇用保険、その他雇用に関する施策について、効果的・効率的かつ一体的に実施し、地域の雇用確保と生活の安定等に資することを目的として締結する。

(実施計画・運営協議会の設置)

第2条 砺波市及び富山労働局は、前条に定める目的を達成するため、具体的な取組やその成果目標を実施計画として毎年度定めるものとする。

2 前項の実施計画に係る事項は、砺波市及び富山労働局で組織する運営協議会で定めるものとし、運営協議会の設置は別途定めるものとする。

(要請等)

第3条 砺波市長及び富山労働局長は、それぞれが取り組む施策の推進に資するため、必要な要請を相互に行うことができるものとする。

2 砺波市長及び富山労働局長は、前項の要請に対して、誠実かつ迅速に対応するものとする。

(秘密保持)

第4条 この協定に基づく雇用対策の取組において、砺波市及び富山労働局が相互に開示する情報については、互いに秘密を保持することとする。ただし、事前に相手方の承諾が得られた場合は、この限りではない。

(その他)

第5条 この協定に定めのない事項について定める必要が生じたとき、又はこの協定に定める事項を変更しようとするときは、砺波市及び富山労働局が協議し定めるものとする。

2 協定締結当事者に変更があった場合でも、他に定めのないときは、新たな協定書が締結されるまでの間、この協定を有効とする。

附則

この協定は、締結する日から効力を生じる。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、砺波市長及び富山労働局長が署名の上、各自1通を保有するものとする。

令和5年12月21日

砺波市長

夏野修

富山労働局長

吉岡勝利

# 砺波市と富山労働局との雇用対策協定

## 目的

砺波市内の雇用に関する課題について、市と労働局・ハローワークがそれぞれの強みを発揮し、より連携を強化した対策を実施するため、市長と労働局長が協定を締結し、地域の課題に対する認識を共有するとともに、施策を一体的に進めていく。

## 運営協議会の設置

- 砺波市及び富山労働局で組織する運営協議会を設置し、実施計画を策定する。
- 連携体制を体系化して、統一的・一元的な管理を行う。
- 取り組む雇用対策に関する施策の推進に資するため、相互に必要な要請を行い、誠実に対応する。

## 目標管理

- KPI(目標値)の設定
- PDCAサイクルによる目標管理

## 砺波市と富山労働局が連携して行う重点項目(案) ※

- 市内企業への若者や女性の就職支援
- 高齢者の活躍促進
- 障がい者の活躍促進
- 子育て支援施策の充実
- 移住・定住対策の充実・強化
- 多様な産業人材の育成支援

※第3次砺波市商工業振興計画の重点施策 5(1)多彩な人材の活躍推進と定住人口の確保 に位置づいているものを列挙